

## 答申第 1 2 3 号

(諮問第 1 4 7 号)

### 答 申

#### 第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 3 月 31 日付けで行った 3 件の公文書非公開決定処分は、いずれも妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 23 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書について、対象期間ごとに合わせて 3 件の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

日田高等技術専門校で使用している移動式クレーンに関し、次の対象期間にクレーン等安全規則第 77 条の規定に基づき実施した自主検査の結果に関する資料一式として、昭和 51 年 6 月 21 日付け基発第 468 号「移動式クレーンの自主検査指針等について」で掲げられている「移動式クレーンの自主検査指針」の各検査項目の結果をクレーン等安全規則第 79 条の規定に基づき記録した資料

- (1) 令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日まで
- (2) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで
- (3) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 31 日付けで、公文書不存在（昭和 51 年 6 月 21 日付け基発第 468 号「移動式クレーンの自主検査指針等について」で掲げられている検査項目についての検査は行っていない）を理由として、合わせて 3 件の非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、上記 3 件の非公開決定について、令和 4 年 5 月 27 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 第 3 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記3件の非公開決定処分を取り消し、新たに公文書を特定し、かつ対象文書を公開するとの裁決を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号。以下「規則」という。）第77条で規定する移動式クレーンの月次の自主検査については、労働省が発出した「移動式クレーンの自主検査指針等について」（昭和51年6月21日付け基発第468号）の中の「移動式クレーンの自主検査指針」（以下「指針」という。）において、検査項目、検査方式等が定められている。

日田高等技術専門学校（以下「日田校」という。）では、本件公開請求の対象期間において、不定期に移動式クレーンが使用されている事情が認められるため、少なくとも規則第77条第2項の規定に基づく自主検査が指針に沿って行われているはずであり、また、規則第79条の規定に基づき、自主検査の記録が作成されてしかるべきである。

よって、公文書不存在とする非公開理由は、規則等に照らし不合理である。

## 第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

規則第77条第1項ただし書及び同条第2項の規定により、事業者は、1月を超える期間使用しない移動式クレーンについては、その使用を再び開始する際に、同条第1項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならないとされており、また、規則第79条の規定により、自主検査の結果を記録し、これを3年間保存しなければならないとされている。

日田校では、移動式クレーンを年間数日、不定期に使用しており、本件公開請求の対象期間中は、使用の都度、規則第77条第2項に規定するフック及びワイヤーロープの目視による自主検査を行っていたが、記録を残しておらず、また、その他の検査項目については検査を実施していなかった。

このため、公文書公開請求のあった文書は、県が未作成、未取得の文書であり、不存在により非公開としたものである。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、日田校で使用している移動式クレーンについて、本件公開請

求における各対象期間に、規則第 77 条の規定に基づき実施した自主検査の結果に関する資料一式として、指針の各検査項目の結果を規則第 79 条の規定に基づき記録した資料である。

## 2 公文書不存在による非公開決定の適否について

規則第 77 条第 1 項の規定により、事業者は、移動式クレーンについて、1 月以内ごとに 1 回、定期に自主検査を行うこととされている。ただし、1 月を超える期間使用しない移動式クレーンについては、同項ただし書及び同条第 2 項の規定により、その使用を再び開始する際に、同条第 1 項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならないとされている。

また、同条で規定する自主検査については、指針において、検査項目、検査方式等が定められている。

そして、規則第 79 条の規定により、事業者は、当該自主検査の結果を記録し、これを 3 年間保存しなければならないとされている。

実施機関は、弁明書において、日田校では、移動式クレーンを年間数日、不定期に使用しており、本件公開請求の対象期間中は、使用の都度、規則第 77 条第 2 項に規定する、フック及びワイヤーロープの目視による自主検査を行っていたが、記録を残しておらず、また、その他の検査項目については検査を実施していなかったため、本件対象公文書を作成又は取得していないと主張している。

この点について、本件公開請求の対象期間中は、使用の都度、規則第 77 条第 2 項に規定するフック及びワイヤーロープの目視による自主検査を行っていたが、記録を残しておらず、また、その他の検査項目については検査を実施していなかったという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないという実施機関の説明は信用できる。

したがって、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

## 4 結論

以上のことから、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月 6日	諮 問
令和4年 9月28日	事案審議（令和4年度第5回審査会）
令和4年10月24日	答申決定（令和4年度第6回審査会）

**大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員**

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	